

## 別表 補助対象事業等

(事業の趣旨)

自動車事故現場において、負傷者に対して迅速、かつ、適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及を図るため、自動車運転者等に対して自動車事故救急法講習を実施等する以下の事業を対象に補助を行うものである。

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助金の額の確定	備考
自動車事故救急法普及事業	自動車事故救急法普及事業を実施等する者	次の被害者保護対策事業に要する経費とする。  交通事故救急法講習事業 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">             自動車運転者等に対して、被害者救済に資する自動車事故現場等における実用的な救急法の講習及び実技研修を実施等する事業           </div>	次に掲げる補助率とする。  1／2	次に掲げる金額のうち、いずれか低い額とする。  (1) 補助対象事業に要した補助対象経費の実績額に補助率1/2を乗じた額（ただし、実績額から収入額を控除した額を上限とする。） (2) 補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）	(申請期限) 第4条第1項の申請期限は、補助金の交付を受けようとする国のが定める場合はその定める日）までとする。

(注)

(補助対象事業者の要件)

- 各事業において、当該補助金の交付を受けることができる補助対象事業者は、次の各号の要件に該当する団体であること。
  - 定款、寄附行為に類する規約等を有する団体であること。
  - 意思を決定し、実施する事業規模に応じた組織体制が確立されている団体であること。
  - 自ら経理し、監査する等会計組織を有する団体であること。
  - 事業活動の本拠としての事務所を有する団体であること。
  - 各事業を効率的かつ確実に実施することができる団体であること。

(補助対象経費)

- 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。

なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部を補助対象経費とした場合には、当該補助対象事業完了年度の消費税及び地方消費税に係る報告を別紙第11号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書に添付資料を添えて、大臣に提出しなければならない。